

国立大学法人信州大学と高森町との包括連携に関する協定書

(連携協議会)

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と、高森町（以下「乙」という。）
は、平成 30 年 8 月 27 日付「国立大学法人信州大学と高森町との包括連携に関する協定書」（令和 3 年 8 月 27 日付最終更新）を更新し、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙相互の包括的な連携と情報共有のもと、甲の知見や乙の資源を有効に活用し、文化、教育、学術、産業振興、人材育成、保安、保健及び環境保全等の分野において相互に協力することにより、地域振興と人材育成に寄与し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 学術研究に関すること
- (2) 地域文化の振興に関すること
 - ア 歴史的財産、地域資源の保全・活用に関すること
 - イ 若者による地域の魅力発信に関すること
- (3) 地域産業の振興に関すること
 - ア 起業・就業及び移住定住に関すること
 - イ 地場産業の学術的研究及び支援に関すること
 - ウ 賑わいのまちづくりに関すること
 - エ インターンシップ等の現地学習に関すること
- (4) 教育、生涯学習に関すること
 - ア 地域を支える人材育成に関すること
 - イ スポーツ振興に関すること
- (5) 地域医療、健康、福祉、子育て支援に関すること
- (6) 自然学習、景観保全に関すること
- (7) 地域防災、環境保全に関すること
- (8) その他、両者が必要と認める事項

第 3 条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携協議会を設置することができる。

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方から承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第 5 条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は 3 年とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（疑義の決定）

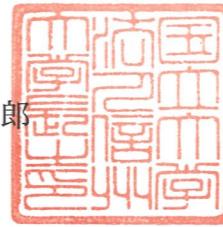
第 6 条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、両者の協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 6 年 8 月 27 日

国立大学法人信州大学長

中村 宗一郎



高森町町長

壬生 照玄

